

選択的夫婦別姓制度について議論を求める意見書

平成 30（2018）年 2 月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は 66.9%、反対の 29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。

また、同年 3 月 20 日、衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁している。

国連女性差別撤廃委員会は平成 15（2003）年から日本政府に対し是正勧告を続けてきた。平成 28（2016）年 3 月の第 7 回及び第 8 回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」を求めている。

最高裁判所は、平成 27（2015）年 12 月 16 日に夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判所で見出すことは困難とした上で、国会で論じられ判断されるべき事柄に他ならないと民法の見直しを国会に委ねた。

家族の在り方が多様化する今、最高裁判所判決の趣旨を踏まえ、議論を進めることが求められている。

よって、中野市議会は、国に対し、「選択的夫婦別姓制度」について議論を行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 14 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

長野県中野市議会議長 町田 博文